

○岡山市子ども読書活動推進委員会設置規程

平成18年12月26日

市教育委員会訓令甲第12号

改正 平成21年11月24日市教育委員会訓令甲第15号

平成23年4月1日市教育委員会訓令甲第4号

平成24年3月30日市教育委員会訓令甲第4号

平成25年3月29日市教育委員会訓令甲第6号

平成29年4月25日市教育委員会訓令甲第12号

平成30年3月31日市教育委員会訓令甲第12号

(設置)

第1条 岡山市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動を効果的に推進するため、岡山市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の推進に関すること。
- (2) 推進計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育次長（前項の教育次長を除く。）をもって充てるほか、岡山っ子育成局長に委嘱する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てるほか、別表2に掲げる者に委嘱する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進班)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務に関する具体的事項について調査研究を行うため推進班を置く。

2 推進班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

3 班長は、中央図書館長が指名する者、副班長は指導課長が指名する者をもって充てる。

4 班員は、別表3に掲げる課(館)に所属する課(館)員の中から、当該課(館)の長が指名する。

5 前項に定めるほか、委員長は、必要があると認めるときは、班員を別に指名することができる。

6 推進班の会議は、必要に応じて班長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、中央図書館において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年市教育委員会訓令甲第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年市教育委員会訓令甲第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市教育委員会訓令甲第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年市教育委員会訓令甲第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年市教育委員会訓令甲第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年市教育委員会訓令甲第12号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

教育委員会	学校教育部長
教育委員会	生涯学習部長
教育委員会	教育企画総務課長
教育委員会	指導課長
教育委員会	生涯学習課長
教育委員会	中央図書館長

別表2（第3条関係）

岡山っ子育成局	子育て支援部長
保健福祉局	福祉援護課長
保健福祉局	保健所健康づくり課長
岡山っ子育成局	地域子育て支援課長
岡山っ子育成局	幼保運営課長

別表3（第5条関係）

保健福祉局	福祉援護課
保健福祉局	保健所健康づくり課
岡山っ子育成局	地域子育て支援課
岡山っ子育成局	幼保運営課
教育委員会	教育企画総務課
教育委員会	指導課
教育委員会	生涯学習課
教育委員会	中央図書館